# 運　営　規　程

株式会社 indahouse

福祉よろず保科

# 居宅介護支援事業及び介護予防支援　運営規程

## 第１章　事業の目的と運営の方針

第１条(事業の目的)

株式会社 indahouse が開設する居宅介護支援事業所が行なう指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援及び介護予防支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とします。

第２条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援及び介護予防支援を行ないます。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第３条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名　称　　福祉よろず保科

二　所在地　　三重県津市高茶屋四丁目 37 番 43 号

## 第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

第４条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者　　１人（介護支援専門員と兼務）

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ないます。

二　介護支援専門員　　１人（内１名は管理者と兼務）

居宅介護支援及び介護予防支援を提供します。

## 第３章　営業日及び営業時間

第５条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

一　営業日　月曜日～金曜日

二　定休日　土曜日・日曜日・祝日

年末年始（12/30～1/3）

三　営業時間　　9時00分から18時00分まで

四　電話により24時間常時連絡可能な体制をとり、緊急対応を行えるように連携を整えます。

## 第4章　同意と契約

第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者及び従業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行ない、同意を得た上で契約を締結します。

第7条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

## 第5章　サービスの提供

第8条（居宅介護支援及び介護予防支援の内容と提供方法等）

居宅介護支援及び介護予防支援の内容は次のとおりです。

一　要介護認定等の申請に係る援助を行ないます。

二　相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。

三　居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成と実施状況を把握します。

四　利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析します。使用するアセスメント様式は全社協方式を採択します。

五　利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行ないます。また、要支援状態の為の支援を行います。

六　サービス担当者会議等は、原則として、事業所内の会議室にて実施します。

七　指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。

第9条（サービスの取り扱い方針）

事業者及び従業者は、利用者の要介護状態の軽減及び又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行ないます。

2　事業者及び従業者は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行ないます。

3　事業者及び従業者は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行ないます。

4　事業者及び従業者は、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行ないます。

5　事業者及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとします。

第 10 条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、津市、松阪市、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町とします。

第 11 条（利用料及びその他の費用）

居宅介護支援及び介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援及び介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の自己負担額は徴収しないものとします。

２　事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

## 第 6 章　従業者の服務規程と質の確保

第 12 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。含むに当たっては、常に以下の事項に留意します。

一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 13 条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

２　従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

３　従業者は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示します。

第 14 条（従業者の質の確保）

当事業所は、従業者の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

一　採用時研修　　採用後１ヶ月以内

二　虐待防止に関する研修　　年１回

三　権利擁護に関する研修　　年１回

## 第 7 章　秘密保持

第 15 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密

を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
3　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者の関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
4　事業者は、個人情報保護法に即し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
5　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

## 第 8 章　　虐待防止に関する事項

第 16 条　　当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
一　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
二　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
三　虐待防止のための指針の整備
四　前 1 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2　当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとします。

## 第 9 章　苦情処理

第 17 条（苦情処理）
事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置するなど必要な措置を講じます。
2　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ない報告します。
3　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、三重県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、三重県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ない報告します。

## 第 10 章　　その他

第 18 条（記録の整備）
事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第 19 条（その他）
この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づ

いて定めるものとします。

附則　　この規程は、令和７年４月１日から施行します。

改正　　令和８年３月２日　一部改正